

4章 重点整備地区の設定

4-1 重点整備地区の要件

重点整備地区は、**重点的かつ一体的にバリアフリーを推進する地区**であり、今後、宮古島市全域で推進するバリアフリー化推進のモデルとなります。

区域の設定にあたっては、バリアフリー新法の基本方針に基づく「**配置要件**」「**課題要件**」「**効果要件**」を満たす必要があります。

重点整備地区設定の流れとして、①「**配置要件**」に基づく重点整備地区の大まかな位置、②「**課題要件**」にもとづく区域を設定したうえで、③「**効果要件**」に基づいて区域を検証し、最終的な重点整備地区を設定します。

① 「配置要件」

- ・高齢者や障がい者を含む、多くの市民が利用する施設（空港や港、市役所、病院、公園など）の分布状況等を把握

⇒ **重点整備地区の大まかな位置の設定**

② 「課題要件」

- ・アンケートやワークショップ結果から施設の利用度や施設に対する改善要望を把握し、上位・関連計画などで示されている拠点や軸の位置づけやその他地区周辺で実施（計画）されている事業等との整合性を整理

⇒ **重点整備地区の区域の設定**

③ 「効果要件」

- ・「高齢者・障がい者等が都市機能（交流と社会参加、消費生活の場、勤労機会の提供）の増進に寄与するか」など、設定した区域が、バリアフリー化を推進する地区として有効かつ効果的と認められる地区かどうかを協議会および策定部会で検証

⇒ **重点整備地区の区域の検証**

重点整備地区の決定

4-2 重点整備地区の設定

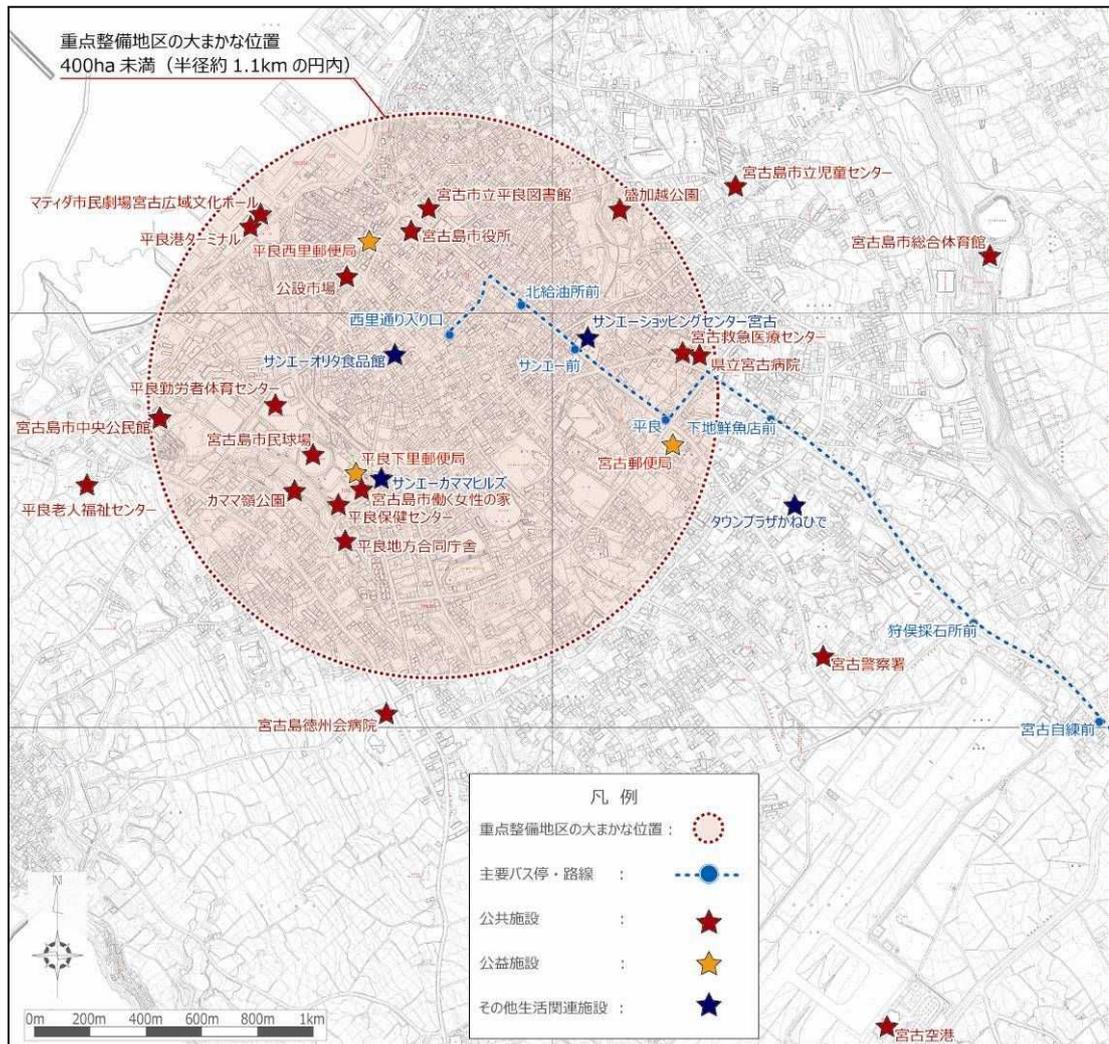
(1) 「配置要件」に基づく重点整備地区の大まかな位置の設定

以下に示す配置要件に基づいて、重点整備地区の大まかな位置を設定します。

■ 配置要件

- ① 市役所や公民館、図書館、病院、スーパー、公園など（生活関連施設候補）が集まっていること
- ② 生活関連施設の内、一定水準を満たす空港や港（特定旅客施設）や高齢者や障がい者を含む多くの人々が利用する施設（特定特別建築物*1）が概ね3以上集まっていること
- ③ ①、②で挙げられた施設間の経路（生活関連経路候補）が徒歩で移動できること（概ね400ha未満（半径500m～1.1km圏内））

本市において、上記の要件を満たす地域は「旧平良市市街地」周辺のみで、概ね400ha未満（半径約1.1kmの円内）の範囲内における生活関連施設候補の分布状況および市唯一の交通機関である路線バスのルートを勘案して、重点整備地区の大まかな位置を以下に示すとおり設定しました。



(2) 「課題要件」に基づく重点整備地区の区域の設定

以下に示す課題要件に基づいて、①～③の項目ごとにその分布等を整理し、それぞれを考慮したうえで重点整備地区の区域を設定します。

■ 課題要件

- ① 施設の利用および特定の施設・道路に対する意見の整理
- ② 上位・関連計画との整合
- ③ 地区周辺で実施されている計画との整合（施設移転、道路計画、バスターミナル整備計画など）

① 施設の利用状況及び特定の施設・道路に対する意見の整理

市民アンケート結果より、利用度が高い施設を抽出するとともに、市民アンケート及びワークショップの結果より、施設や道路など特定箇所に対する意見を抽出し、その分布と件数を整理しました。整理結果を「区域検討図 1」に示します。

② 上位・関連計画との整合

以下に上位・関連計画における重点整備地区検討に関係する「拠点」等の位置づけ内容を示します。各拠点の位置を「区域検討図 2」に示します。

■ 上位・関連計画

計画名称（策定年月）	関係する「拠点」等の位置づけ内容
宮古島市都市計画マスタープラン（平成21年3月）	都市拠点：中心市街地地区 広域交通拠点：宮古空港、平良港
宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」（平成22年3月）	地域商業拠点：中心市街地地区 交流（物流）拠点：宮古空港、平良港 歴史・文化拠点
宮古島市景観計画（平成23年3月）	宮古を印象づける拠点景観：宮古空港、平良港からトゥリバー地区周辺 港から広がる中心商業・業務地景観：中心市街地周辺

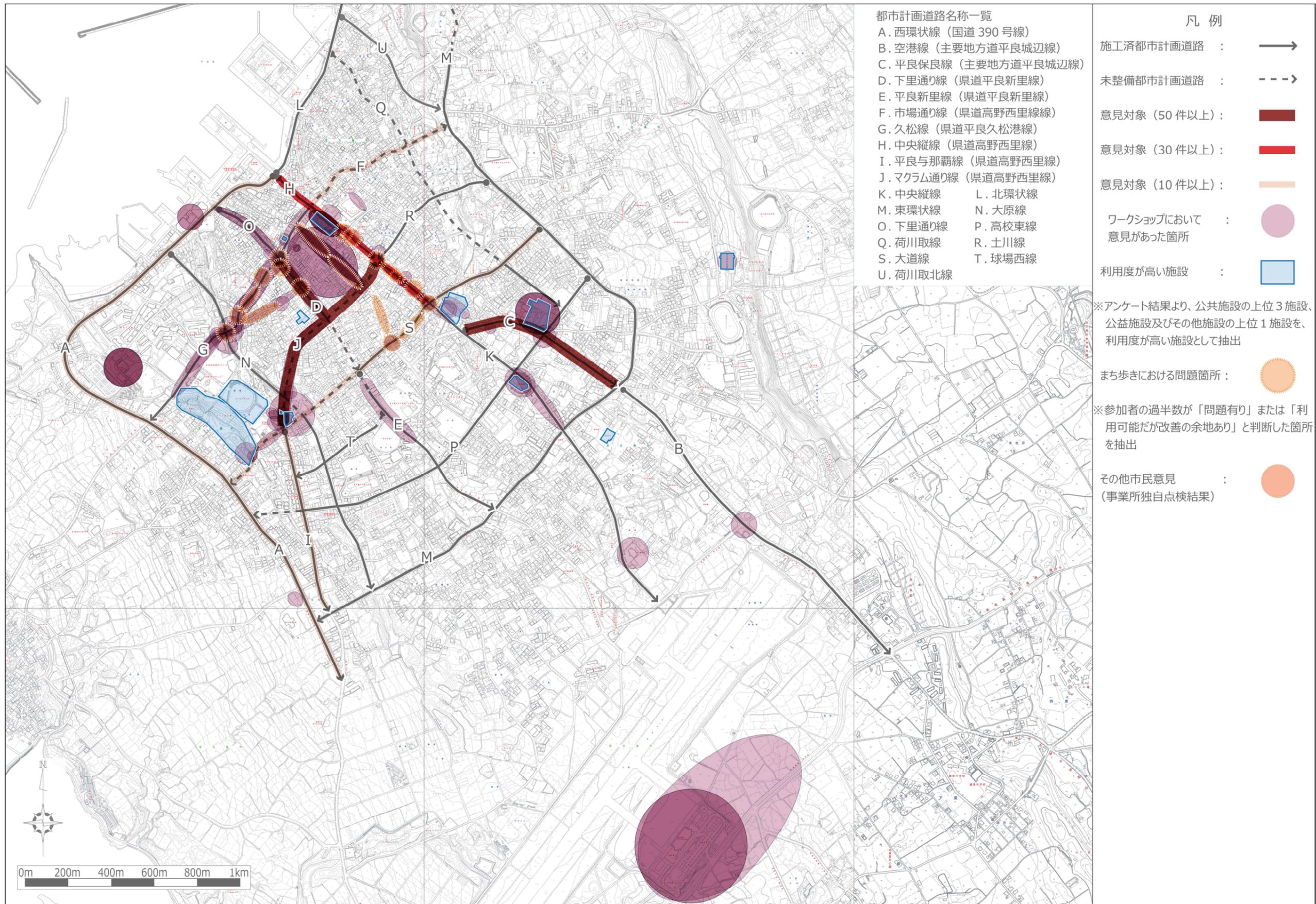
③ 地区周辺で実施されている計画との整合

施設移転、道路計画、バスターミナル整備計画など、重点整備地区周辺で整合を図るべき事業等を「区域検討図 2」に示します。

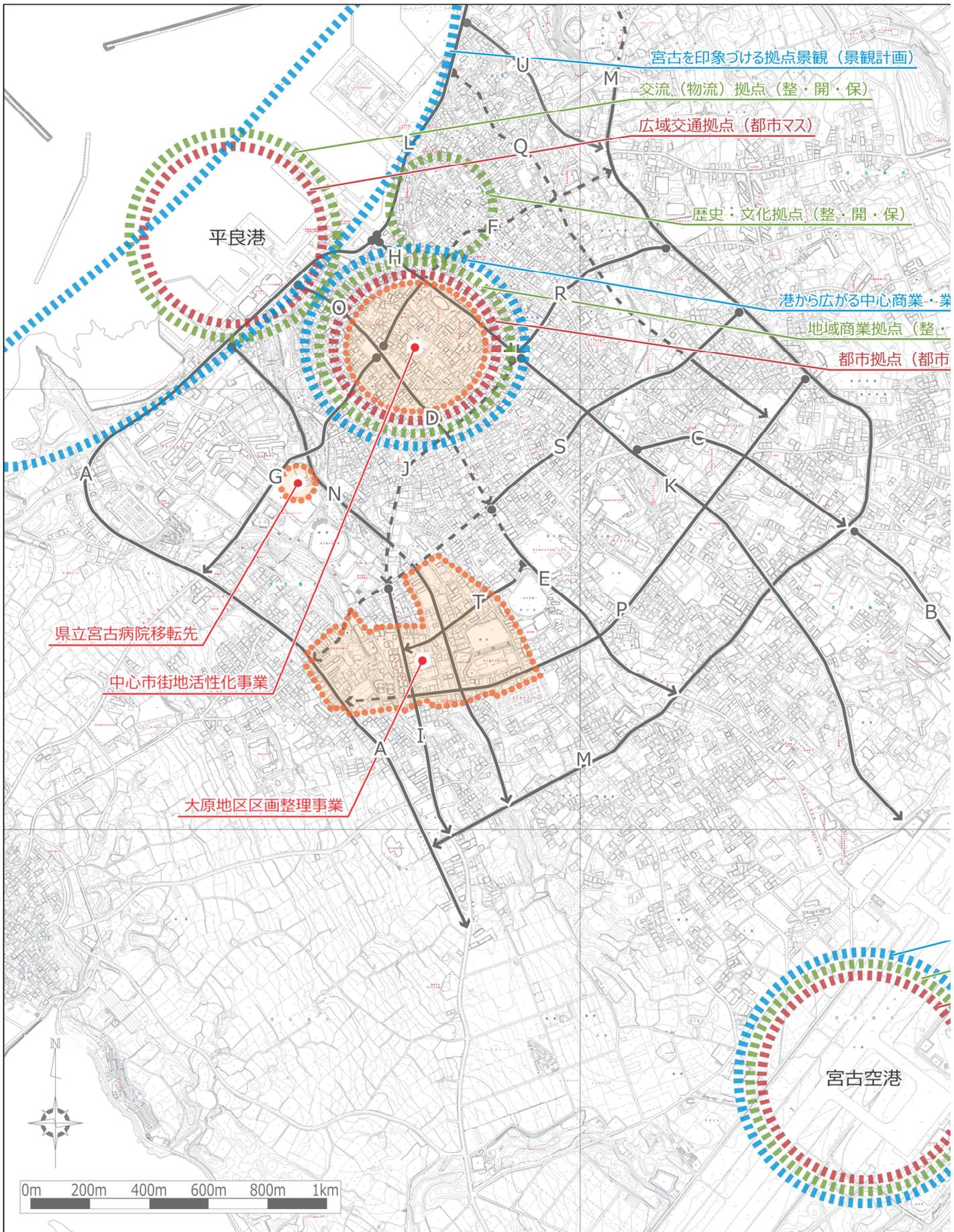
(3) 効果要件の検証

選定した地区は、交流・社会参加のための公民館や公園、消費生活及び勤労機会の提供に資する中心市街地周辺など、都市機能の増進に寄与する施設等が集積しており、効果要件を満たした地区といえます。

■ 区域検討図1 (施設の利用状況および特定の施設・道路に対する意見の整理)



■ 区域検討図2（上位・関連計画との整合、地区周辺で実施(計画)されている事業等との整合）



重点整備地区区域

